工事設計図

平成　　年　　月（全　　枚）

仕様書

1．工　事　概　要

1. 工事場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 建物概要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延 べ 面 積 (m^2)	消防法施行令別 表 第 一	備考
例）　庁　　舎	RC造（一部S造）	地上○階地下○階塔屋○階	00,000.00		新築　特定の施設
例）　庁　　舎	RC造	地上○階	0,000.00		増築　一般の施設
例）　庁　　舎	RC造	地上○階塔屋○階	0,000.00		改築　特定の施設

（備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。）

3. 工事種目（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別				
					屋　外
○ 空気調和設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 換気設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 排煙設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 衛生器具設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 給水設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 排水設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 給湯設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 消火設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ 厨房設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ ガス設備	一式	一式	一式	一式	一式
○ ごみ処理設備	一式	一式	一式	一式	一式
○					
○					
○					

4. 指定部分　　○無　　○有（　　工期：平成　　年　　月　　日）

5. 設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別	設　　備　　概　　要
空 調 方 式 主 要 熱 源 機 器	**○ 空気調和　○単一ダクト方式　○全空気方式** ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式　○ ○
自 動 制 御 方 式	○ 電気式　○電子式　○デジタル式
給 水 方 式	○ 高置タンク方式　○
排 水 方 式	建物内の汚水と雑排水（○ 合流式　○分流式） ポンプ排水　○あり（○汚物　○雑排水　○湧水）　○なし 建物外放流先 （1）汚　水　○　直放流下水管 （2）雑排水　○　直放流下水管
消 火 設 備 の　種　類	○ 屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備　○連結散水方式　○連結送水管　○フード等用簡易自動消火装置 ○ 不活性ガス消火設備（　○　）
ガ ス の 種 類	○ 都市ガス（種別 13A、高位発熱量45.0MJ/m3(N)、　低位発熱量40.0MJ/m3(N) 供給圧力　　Pa、供給事業者名　東京ガス（株））

（6. 改修内容（改修工事のみ））

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．工　事　仕　様

1. 共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成22年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成22年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成22年版）」（以下、「標準図」という。）による。

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。
なお、電気設備工事の工事仕様は、（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

2. 特記仕様
章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
一般共通事項	○ 特定建設資材の再資源化等について	○ 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ① 再資源化等が完了した年月日 ② 再資源化等をした施設の名称及び住所 ③ 再資源化等に要した費用 1）分別解体の方法 工　　程：○ 新築　○ 増築　○ 修繕　○ 模様替 作業内容：建築設備工事　○ あり　○ なし 分別解体の方法：○手作業　○手作業・機械作業併用 2）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類：○ コンクリート／○ コンクリート及び鉄から成る建設資材／○ 木　　材／○ アスファルト・コンクリート 再資源化等をする施設の名称： 所　在　地：
	○ 機材等	○ 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
		（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
		（2）別表－1に機材等名が記載された製造業者等は次の１）から６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	○ 化学物質を放散させる機材等	本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他付器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量

ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第　三　種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品

○ 室内空気中の化学物質の濃度測定　室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定はパッシブ型採集機器により行う。
測定時期　○工事着手前　○施工終了時
測定対象室　・図示　・
測定箇所数　・図示　・

○ 主任技術者等　下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。
○資格の区分1）
（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
（ロ）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門に合格した者
○資格の区分2）
（イ）技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者
（ロ）資格の区分1）の資格を有する者

○ 電気保安技術者　工事現場において電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行うものとする。
・要　　・不要

○ 技能士の適用　○配管施工（配管工事）　○建築板金施工（ダクト製作および取付け）
○熱絶縁施工（保温工事）　○冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）

○ 監督員事務所　○設けない　○設ける

○ 工事用電力・水・その他　この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。

○ 工事用仮設物　構内につくることが　○できる　○できない

○ 足場・さん橋類　○別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置とする。
○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
○内部仮設足場等（○　　種　○　　種）
○外部仮設足場等（○　　種　○　　種）

○ 建設発生土の処理　○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
○場外適切処分

○ 埋め戻し土・盛土　○根切り土の中の良質土　○山砂の類

○ 工事写真・完成図等　○完成図の原図サイズは、原則としてA1サイズとする。
○CADデータの提出　・要　・不要
○既存完成図（CADデータ）の修正を行う。
○保全に関する資料の提出部数は　部とする。

○ 運転操作説明板　系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　m²とする。

○ 機材の承諾図　機械設備工事機材承諾図様式集（平成22年版）によるほか、監督職員の指示による。

○ 総合調整　○本工事（調整項目は下記のものとする。）
○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定　○騒音の測定　○飲料水の水質の測定

○ 電源周波数　○50Hz　○60Hz

○ 容量等の表示　（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

○ 耐震措置　設備機器の固定等は、「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修（建築設備耐震設計・施工指針　2005年版）」により行う。ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K$_H$及び設計用鉛直震度Kv（K$_H$/2）を用いて計算する。設計用水平地力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・　特定の施設		・　一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	(2.0)	2.0	(2.0)	(1.5)
	水槽類（※1）	(2.0)	(1.5)	(1.5)	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	水槽類（※1）	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	水槽類（※1）	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平家建の場合は無し）
・重要機器は次のものを示す。
○給水装置　○排水装置　○換気機器　○空調機器　○熱源機器
○防災設備　○監視制御設備　○危険物貯蔵装置
○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器　○

○ 配管　（1）ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径６０Ｓｕ以下（　　）
○呼び径７５Ｓｕ以上（　　）
（2）建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。
○（a）　○（b）　○（c）
（3）溶接部の非破壊検査　○不要　○要（　　）

○ 試験　既設配管を含む部分の試験　○要（方法及び圧力：　　）　○不要

○ 絶縁継手

○ 地中埋設標等　「機器と配管接続部」取付け箇所は図示による。
（1）地中埋設標　○要（図示の箇所）　○不要
（2）埋設表示用テープ　○要（排水管を除く）　○不要

○ 保温　○屋外露出部（○給水管 ○消火管 ○膨張管 ○ドレン管 ○　　○弁類を含む）は防凍保温を行う。　仕様は標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5とする。厚さは配管の呼び径25以下のものは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。
○共同溝の保温は（標準仕様書第2編の施工箇所　　）を適用する。
○多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）
（○浴室（ユニットは除く）　○脱衣室　○　　○　　）
○屋内露出（○実験室　○　　）の保温外装は（○アルミガラスクロス　○　　）とする。

○ 塗装　○塗装要（　　）

○ はつり　既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターを用いる。

○ 電線類　電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。

○ 天井仕上区分　（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

○ 吊り及び支持金物　（○槽内　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。

○ 施工調査　○下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。
事前調査
調査項目　○
調査範囲　○図示　○
調査方法　○図示　○

○ 空気調和設備

○ 設計温湿度

	外　気		屋　内　（調　整　目　標）					
			一 般 系 統					
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

○ 鋼板製煙道　伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
鋼板厚　○3.2mm　○4.5mm

○ ダクト　○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。
○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）とする。
○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様は別図による。

○ 風量測定口　取付け箇所は図示による。

○ チャンバー　（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）空気調和機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
（3）ガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

○ ダンパー　（1）防煙ダンパー　復帰方式　○遠隔　○　　）
定格入力はDC24V、0.7A以下とする。
（2）ピストンダンパー　復帰方式　○遠隔　○　　）

○ 配管材料　（1）冷温水管　○
（2）冷却水管　○
（3）油管　○
（4）蒸気管　給気管　○
還　管　○
（5）高温水管　○
（6）膨張管、空気抜き管　○
ドレン管及び膨張タンク
よりボイラ等への補給水管

○ 弁類　JIS又はJV　（○5K　○10K（図示部分））
65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。
○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。

○ 温度計　取付け箇所は図示による。

○ 圧力計　取付け箇所は図示による。

○ 瞬間流量計　コック付とし、取り付け箇所は図示による。

○ 油面制御装置　制御盤には（○給油ポンプ制御　○満油警報　○遠隔警報　○電磁弁制御　○返油ポンプ制御
○減油警報　○　　）の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

○ 絶縁継手　図示の位置に取付ける。

○ 保温及び消音内貼り　○遠りダクトの保温　範囲は（○　　○　　）
○外気ダクトの保温　範囲は（○　　○　　）
○膨張タンクとりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。
○冷媒管の外装の場合は（○図示による　○　　）

○ 換気設備

○ ダクト　○低圧ダクト（○コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。
○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）
○厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。

○ 風量測定口　取付け箇所は図示による。

○ ダンパー　空気調和設備の当該項目による。

○ 排気ダクトのシール　浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
空気調和設備の当該項目による。

○ チャンバー　空気調和設備の当該項目による。

○ 保温　○全熱交換ユニット用のダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）
（○厨房　○湯沸室　　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・Ⅶ）とし、範囲は図示による。

○ 排煙設備

○ ダクト　○亜鉛鉄板　○

○ 排煙口の形式　○図示による

○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）　○ワイヤー式　○電気式（遠隔操作　○不要　○要）

○ 排煙風量測定　建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

○ システム構成その他　図示による。

○ 電気計装工事の配線　使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編表4.1.11の使用する電線類の規格による。
（機器、盤類は除く）
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○ 衛生器具設備

○ 自動洗浄装置及びその組み込み小便器　洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
○個別感知フラッシュ方式　（　一体型　）　制御盤（　○要　○不要　）

○ 標記板　○要（材質：　　）　（○大便器　○小便器　○　　）　○不要

○ 自動水栓の電源供給方式　○ＡＣ１００Ｖ　○乾電池　○自己給電

○ 和風大便器の防火区画貫通処理　○標準図（耐火性能が必要となる阻集器・和風大便器の防火区画貫通処理要領(b)（2））による。

○ 衛生器具ユニット　○ユニットの配管材料は、図示による。

○ 洋風便器　○洋風便器の洗浄水量は8.5L/回以下とする。

○ 給水設備

○ 配管材料　（1）給水引込管（直結部分）水道事業者の指定による（○　　）
（2）地中埋設配管　○
（3）その他の一般配管　○

○ 水栓　○台所流し用の水栓は泡沫式とする。
○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
（○ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）

○ 量水器　○親メーター（○貸与品　○　　）　○子メーター（○買い取り　○　　）

○ 量水器桝　○水道事業者指定品（○貸与品　○買い取り）　○標準図MC形

○ 弁類　JIS又はJV　○水道直結部分（○10K　○　　）
○その他の部分（○ 5K　○　　）

○ 管の埋設深さ　○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
管の上端より原則として、一般敷地は（　　cm）構内道路は（　　cm）以上とする。

○ 水栓柱　○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○人造石と塑出し製　○ステンレス製

○ 建物導入部配管　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の（○（a）　○（b）　○（c）による。

○ 引込納付金等　○要（○別途工事　○本工事）　○不要

○ 排水設備

○ 配管材料　（1）屋　内　汚水管　○
雑排水管　○
通気管　○
（2）屋　外　第一桝まで　○
○
桝間　○
○

○ 洗面器等の排水管　洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
台所流し等の床上部分の配管は、ピニル管（RF－VP）でもよい。

○ 満水試験継手　○標準仕様書第2編2.4.8(f)による　○図示の箇所に取付ける。

○ 放流納付金等　○要（○別途工事　○本工事）○不要

○ 給湯設備

○ 配管材料　○

○ 弁類　JIS又はJV　（○5K　○10K　（図示部分））
○ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 保温　湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編表３．１．５　表２．３．５のｈ・（イ）・Ⅹとする。

○ 消火設備

○ 配管材料　（1）屋内消火栓　一般　○
地中　○
（2）連結送水管　一般　○
地中　○
（3）　○

○ 保温　屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5. e2・（ハ）・Ⅶによる保温を行う。
ただし、防凍保温は共通事項による。

○ 建物導入部配管　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）　○ (a)　○ (b)　○ (c) による。

○ 厨房設備

○ システム　○ドライシステム　○

○ 厨房用熱源　図示による。

○ 機器の機能等　図示による。

○ ガス設備

○ ガス種別　○都市ガス（供給者名：　　発熱量　　MJ/m³(N)）
○液化石油ガス

○ 配管材料　○都市ガス　ガス事業者の供給規定による。
○液化石油ガス　（1）一般
（2）地中

○ 充てん容器　別途（○50kg　○　　○　　）×　本

○ 集合装置　標準図（液化石油ガス容器置引配管要領）による　本組。

○ 転倒防止等　標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（○（a）　○（b））による。

○ メーター　○親メーター（○貸与品　○　　）　○子メーター（○買い取り　　）

○ ガス漏れ警報器　○本工事（図示による）　○別途工事　　）

○ 漏洩検知装置　○要　○不要

○ 電気防食　○要　○不要

○ 引込負担金等　○要（○別途工事　○本工事）　○不要

○ 搬出土工事

○ 保温材　保温材は、配管・ダクト等より分離する。

○ 支持金物等　ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。

○ 石綿含有品　石綿含有分析調査　○本工事　○別途
撤去方法　○図示による　○

○ 発生材の処理　○金属類　（○機器類　○ダクト　○配管　○その他の金属　）の処理は（　○物品管理者に引き渡し　○構外搬出適切処理　）とする。
○特別管理産業廃棄物　○　　○　　）の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。
○石綿含有産業廃棄物　○配管用成形保温材　○フランジ用ガスケット　の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。
○上記以外のもの　○　　○　　）の処理は（　○別途　○構外搬出適切処理　）とする。

○ 冷媒（フロン類）の回収　○本工事　○別途
冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．１．２０により、次の書類を監督職員に提出する。
○フロン回収行程管理表の写し
○特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

別表－1

機材等		

工事設計図

機械設備工事特記仕様書	平成23年版